

災害時における仮設トイレ等の  
提供に関する協定書



近江八幡市



日野興業株式会社京滋営業所

# 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書

近江八幡市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社京滋営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設トイレ等の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、地震及び風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して仮設トイレ等の提供を要請すること及びその手続等について必要な事項を定めることにより、災害時における住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

## （内容）

第3条 甲は災害時において、乙に対し仮設トイレ、その他のレンタル機材（以下「仮設トイレ等」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し営業に支障が生じない範囲において、可能な限り協力するものとする。

## （協力体制）

第4条 甲と乙は、あらかじめこの協定に基づく協力の内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 乙は、災害時において、円滑に協力することができるように、平常時から情報交換を行い災害時に備えるものとする。

## （連絡担当者）

第5条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

## （協力要請）

第6条 甲は、災害時において、仮設トイレ等を設置する必要があるときは、次に挙げる事項を明らかにして、乙に対して仮設トイレ等を提供するよう要請できるものとする。

(1)要請する理由

(2)必要とする物品名及び数量

- (3)必要とする期間
- (4)設置場所及び使用方法
- (5)引渡場所
- (6)その他甲が必要と認める事項

2 前項の提供を要請するときは、乙に対し、提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請した内容を記載した提供要請書を乙に交付するものとする。

#### （協力の実施）

- 第7条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、要請内容に応じて速やかに仮設トイレ等を調達可能な範囲において提供するものとする。
- 2 乙は、仮設トイレ等を原則として甲が定める場所に運搬・設置し、当該引き渡し場所においては、甲及び乙の確認後受け渡すものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。
- 3 乙は、仮設トイレ等の提供後速やかに、甲に対して、提供した物品名、数量その他必要な事項を記載した提供報告書（様式第2号）を提出し、甲の承認を得るものとする。

#### （費用の負担等）

- 第8条 第6条に規定する要請に基づき、乙が実施した仮設トイレ等の提供に要した費用については、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前（平常時）における乙のレンタル価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲が仮設トイレ等の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

#### （解除）

- 第10条 この協定を解除する場合は、甲乙のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。
- 2 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるときは、この協定を解除することが

できる。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 2月15日

甲 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市長 小西 理

乙 滋賀県近江八幡市十王町1134番地

日野興業株式会社京滋営業所

所長 佐藤 晃一

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

日野興業株式会社京滋営業所 様

近江八幡市長

## 提供要請書

「災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書」第6条に基づき、要請します。

1 要請する理由	
2 必要とする物品名・数量	【物品名】
	【数 量】
3 引渡場所	
4 必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 その他連絡事項	

近江八幡市長 様

日野興業株式会社京滋営業所

## 提供報告書

「災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書」第7条に基づき、報告します。

1 提供した物品名・数量	【物品名】
	【数量】
2 引渡場所	
3 納入日	年 月 日
4 報告者及び立会者	報告者 氏名 電話
	立会者 氏名
5 その他連絡事項	